東京都立光丘高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

令和７年４月１日
校　長　決　定

１　いじめ問題への基本的な考え方

（１）東京都いじめ防止対策推進条例にあるいじめの定義を理解し、教員が組織的に「いじめ撲滅」を日々意識しながら生徒指導を行う。

（２）教員個々がいじめの兆候や生徒からのサインを見逃さずないよう努め、生徒の様子について情報交換を定期的に行う。

（３）東京都いじめ防止対策推進条例 第四条よりいじめを禁止し、本校生徒は、いじめを行ってはならない。

（４）いじめの初期段階での発見に重点を置き、生徒から情報が得やすい環境を整えるとともに、教員と生徒が一丸となり「いじめを許さない」という環境づくりを目指す。

（５）いじめが発生した場合には、情報を収集すると同時に学校いじめ対策委員会を開催し迅速な解決を目指す。その際、保護者へ正確な情報を伝達するとともに協力体制をつくる。

２　学校及び教職員の責務

本校教職員は、「いじめ防止対策推進法」・「東京都いじめ防止対策推進条例」の基本理念に則り、本校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所、東京都学校問題解決サポートセンターなどの関係者及び関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

３　いじめ防止等のための組織

（１）学校いじめ対策委員会

ア　設置の目的

①いじめ対策の具体的な検討を行う。

②生徒の状況情報収集し早期発見、早期解決を目的とする。

③教員のいじめ防止への意識を高める。

イ　所掌事項

①研修の実施、会議の開催

②いじめ防止の方策検討

③生徒の状況把握

④いじめ発生時の対応

ウ　会議

週１回程度開催する。（特別支援委員会（ケース会議）と兼ねる）

また、必要に応じて臨時に開催する。

エ　委員構成

校長、副校長、生活指導主任、学年生徒部（学年特別支援担当）、養護教諭、

スクールカウンセラー、その他　校長が必要と認める者

（２）学校サポートチーム

ア　設置の目的

生徒のいじめ予防への助言を行うと同時に、問題行動が発生した場合の連携を図り、早急な解決を目指す。

イ　所掌事項

①いじめに関する情報提供・情報交換

②いじめ防止に関する方法の検討

③いじめ発生時の初期対応

④いじめに関する解決策の策定

ウ　会議

学期ごとに１回程度開催する。（学校運営連絡協議会メンバーを兼ねる）

エ　委員構成

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、養護教諭、保護者代表、地域代表、同窓会代表、警察関係・スクールサポーター

４　段階に応じた具体的な取組

（１）未然防止のための取組

ア　学校いじめ対策委員会の設置

「いじめ防止対策推進法」２２条に基づき、いじめに関して組織的に対応するための「学校いじめ防災対策委員会」を設置する。

イ　学校いじめ防止基本方針の策定

「いじめ防止対策推進法」１３条に基づき、学校いじめ防止基本方針を策定し、生徒保護者に周知する。

ウ　人権教育の推進と教職員の意識啓発

生徒への人権教育を各教科で取組むと共に、校内での研修を軸に教職員の意識啓発を行う。

エ　スクールカウンセラーとの連携

１年生の全員面接を実施後、管理職との情報交換を実施。学級担任との連携を図りカウンセリングにつなげる。状況により生活指導部との連携体制をとる。

オ　生徒に対する自尊感情を高める指導・人権尊重教育の推進

ホームルームや特別活動・学校行事など、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面で、他者と関わる機会を工夫し、個人個人の違いを認め合い仲間を思いやる環境をつくる。

（２）早期発見のための取組

ア　教育相談体制の整備と保護者への周知

教育相談体制を整えると共に、その窓口を生徒や保護者に周知する。なお、個人情報の取り扱いを適切に行う。スクールカウンセラーによる教育相談を有効に活用する。

イ　生徒アンケートの実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。

いじめを発見するために、在籍する生徒の対していじめアンケート調査を年３回実施する。生徒に関する情報については、教員間での共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながら対応にあたる。なお、いじめアンケートは３年間保管する。

ウ　スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーによる養護教諭や管理職への報告を確認し、「いじめ」に関連する内容がある場合には、生活指導部や学級担任に連絡を行い早期の対応を行う。

エ　保健室来室記録の活用

いじめに関することで保健室へ相談に訪れた生徒があった場合、養護教諭は、当該生徒の様子を逐次記録するとともに、学校管理職等に報告する。さらに、養護教諭は、生活指導主任、学年主任や学級担任と連携して情報の共有化を図り、事実の把握と、その拡大防止に努める。

オ　インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速にひろがってしまうことや、発信者の特定が難しいこと、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び対処ができるように、必要な啓発活動として、情報モラルに関する講習などを実施する。

（３）重大事態への対処

ア　被害の生徒の保護に関する具体的方策

加害者から引き離す措置を行う。加害者の安全を確保すると同時に心身のケアを組織的に行う。

イ　スクールカウンセラーや外部機関の活用

スクールカウンセラー、必要に応じて児童相談所、医師などの専門的知識を有するもとの連携体制をつくり被害者が早期に学校へ復帰できるよう体制をつくる。

ウ　加害の生徒への働きかけ

いじめについて事実関係を明確にし、加害生徒がいじめに至る背景や心情・考えなど踏まえ、必要に応じて専門家による助言や診療、そこで得られた情報を教員間での共通理解を行い、再発防止に向け組織的に指導を行う。また、警察との連携を行う。

エ　保護者や地域との連携

いじめの発生時には、情報を整理・精査した上で保護者への協力体制を組む。学校サポートチーム（学校運営連絡協議会の外部委員、スクールサポーターなど）の協力を要請し、早期解決に向け取り組む。

オ　情報の取り扱い（通報体制）

いじめが発生したことが分かった場合、教育委員会への一報を行うと共に窓口を管理職として一本化する。説明責任が果たせるよう取り組む。

５　教職員研修計画

（１）職員会議などで定期的に職員への意識啓発を図ると共に、「いじめの早期発見」「いじめの防止」等のテーマの研修会を各学期に１回実施する。

（２）スクールサポーターを講師として、「いじめ」に関して、年に１回、講演をしてもらい、教職員の「いじめ」防止に関する意識を高めていく。

（３）東京都教育委員会が実施する夏季集中講座の「いじめ防止」に関する研修に教員を参加させ、内容について伝達講習を実施し、情報の共有化を図る。

６　保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

（１）ＰＴＡ常任委員会の活用

定期的に開催される「ＰＴＡ常任委員会」を活用し、「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」に基づいて「東京都立光丘高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針」を策定したことを伝え、「いじめ防止」について一層の協力を求めていく。

（２）スクールカウンセラー活用の呼びかけ

スクールカウンセラーの活用について、学校が配布する「スクールカウンセラーだより」や生活指導部が作成する「長期休業中の過ごし方」などを用いて、保護者や地域にスクールカウンセラーの活用について呼びかける。また、教育委員会からの通知などの内容についても周知する。

７　地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

（１）地域の人材の活用

学校の取り組みについて地域の自治会や青少年地区委員会の役員等に意見を求め、地域の実情などをふまえ、連携していじめ防止にあたる。

（２）警察・児童相談所との日常的な連携

警察署及び児童相談所と連絡をとり、いじめの早期発見やいじめの未然防止について理解を深める。

（３）警察への通報

いじめの発生が疑われるときは速やかに警察署への通報を行い、学校としてどのようなことを行うべきかの意見をもらう。

８　学校評価及び基本方針改善のための計画

（１）学校評価の項目及び方法

毎年実施している「学校評価アンケート」において生徒、保護者、地域の方々及び本校教職員を対象に本校のいじめ防止の取り組み状況について提示する。

（２）学校評価の指標

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた回答者が８０パーセントを超えるように目標を設定し、それに向けて組織的に「いじめ防止」に取り組んでいく。

（３）学校評価を受けた上での本基本方針の改善について

学校評価で得られたことを次年度の「学校経営計画」に反映させるために、学校評価で得た意見をもとに「学校いじめ対策委員会」で本基本方針の中身を再検討し、よりよいものに改善する。改善案については学年末に企画調整会議に提出し、再検討を経た上で校長決定とし、次年度の「学校経営計画」策定に反映させる。